

「高槻市一般廃棄物処理基本計画(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

- (1) 募集期間 令和7年12月22日(月)～令和8年1月21日(水)
- (2) 募集方法 持参、郵送、ファクシミリ、市ホームページ
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、資源循環推進課、行政資料コーナー
各支所、各市立公民館、各コミュニティセンター

2 実施結果

- (1) 意見者数 個人2名、 団体0団体
- (2) 意見件数 6件 (持参0件・郵送1件・ファクシミリ0件、市ホームページ5件)

3 提出意見に対する市の考え方及び対応 別紙のとおり

「高槻市一般廃物処理基本計画(素案)」に寄せられたご意見と本市の考え方及び対応

番号	ページ	項目	意見	市の考え方及び対応	対応結果
1	10	第1部 第7章 第1節 近年の社会情勢の変化	<p>野焼きは、平成13年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止され、農業の作物残渣(摘葉、摘果、剪定枝、刈草等)は、住宅地周辺では屋外での焼却ではなく、適切に処分することが必要になりました。</p> <p>高槻市は、7ページの「図表1-6-2 土地利用」に示すように8%の農地があり、住宅地に隣接する場合も多く、いまだに野焼きが散見され、地域住民からは悪臭等の苦情が生じています。</p> <p>この状況を、「近年の社会情勢の変化」において言及して頂き、農業の作物残渣の適正な廃棄物処理に関する取組を、基本計画の「事業系ごみ」に関する項目に織り込んで頂きたい。</p>	<p>「近年の社会情勢の変化」については、一般廃棄物処理基本計画において方向性を決定するために、SDGsや脱炭素化(カーボンニュートラル)など、近年の国内や世界の主な潮流を記載しています。</p> <p>廃棄物の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において原則として禁止されていますが、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は焼却禁止の例外となっています。しかし、周辺への生活環境保全上の支障が生じている場合には、指導の対象になることもあるため、通報を受けた際は現地確認をした上で、行為者へ指導するなどの対応を従前から行っています。</p>	原案どおり
2	44	第2部 第4章 第2節 (1)各主体の主な役割・取組	<p>【行政の役割と取組】として、「粗大ごみ有料化の検討」が記載されています。</p> <p>山間部の多い高槻市では、山間部での不法投棄を増加させる懸念があります。導入に際しては、その対策を検討する必要があると考えます。</p>	<p>いただいたご意見については、今後、個別の施策を検討していく上で、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「不法投棄への対応」については、P.56に記載しています。</p>	原案どおり
3	44	第2部 第4章 第2節 (1)各主体の主な役割・取組	<p>【行政の役割と取組】として、「粗大ごみ有料化の検討」が記載されています。</p> <p>現在、大型可燃ごみとして回収されている「剪定ごみ」や「落ち葉」は、高槻市の緑化の維持・管理に寄与しており、有料化の対象からは除外すべきと考えます。有料化になると、緑化の適切な管理に支障をきたす懸念があります。</p>	<p>有料化する粗大ごみの対象については、今後、具体的に検討してまいります。</p>	原案どおり
4	46	第2部 第4章 第2節 (1)各主体の主な役割・取組	<p>【行政の役割と取組】として、「市指定ごみ袋の導入」が記載されています。</p> <p>市指定ごみ袋の導入では、配付方法に配慮が必要と考えます。配布場所を過度に限定せず、必要なときに入手できるように、コンビニなどでも入手できるようにすべきと考えます。</p>	<p>いただいたご意見については、今後、個別の施策を検討していく上で、参考とさせていただきます。</p>	原案どおり

番号	ページ	項目	意見	市の考え方及び対応	対応結果
5	90	第4部 第2章 第3節 (5) 生活雑排水対策	<p>河川・水路等の公共用水域の水質改善を図るため、下水道の分流化の推進を加えて頂きたい。</p> <p>高槻市の下水道は、市街地を中心に、生活雑排水（汚水）と雨水をまとめて送水する合流式が多く、集中豪雨の際には、雨水の急増で下水量が下水処理場の処理能力を超えてしまい、簡易的な処理で公共用水域に放流されます。下水処理場の処理水が放流される番田井路では、簡易処理水の放流で水質悪化や悪臭が生じています。</p> <p>集中豪雨時の下水量の急激な増加を防止するには、生活雑排水（汚水）と雨水を分ける下水道の分流化が有効です。ただし、地中に埋設されている下水道の分流化を短期間に進めることは難しく、下水道の更新時等に徐々に進める必要があり、長期的な方針と取組が必要です。その第一歩として、基本方針だけでも示して頂きたいと考えます。</p>	<p>合流区域に起因する放流水質の改善は環境面からも重要であると認識しており、流域下水道における処理場での滞水池整備などの合流改善の実施により、雨天時放流水質は法定基準を達成しています。</p> <p>これに加えて、現在本市が取り組んでいる雨水貯留施設等の超過降雨対策は、集中豪雨のピークカットによって処理施設の負担が軽減されることから、より水質改善に繋がるものと考えています。</p>	原案どおり
6	33	第2部 第1章 第5節 (4) 少子高齢化の進行による地域コミュニティの変容 ◆高齢者等のごみ出しへの配慮	<p>高齢者、障がい者等へのごみ出しへの合理的配慮が行政の義務だと考えます。</p> <p>2017年には国立環境研究所が「高齢者ごみ出しガイドブック」を、2021年には環境省が「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き（地方公共団体向け）」を作成しています。</p> <p>総務省によると、令和元年度には特別交付税3月分の算定により、新規項目として「高齢者世帯に対するごみ出し支援」が創設され、所定の経費について特別交付税措置が講じられることになったと。</p> <p>中核市、特例区・市の92市区のうち67.4%に高齢者等のごみ出し支援制度があります。大阪北部では茨木、吹田、摂津市などにはフレンド収集（高齢者等への個別のごみ収集）が以前からあります。</p> <p>市民のごみ出し支援は、障害福祉サービス、介護保険サービスだけが対応する問題なのでしょうか。「廃棄物処理基本計画」なので、「高齢者等のごみ出しへの配慮」を「主な課題」と書かれるのであれば、それらに対する具体的な対応策も書かれることを望みます。</p> <p>ごみ出しは市民生活環境部だけの問題ではありません。高槻市役所全体で合理的配慮を含んだご検討をお願いします。</p>	<p>「高齢者等のごみ出しへの配慮」については、P.48に行政の役割と取組として「高齢者・障がい者等に配慮したごみ処理体制の導入」を位置づけ、P.49の取組内容の項目に「高齢者等に配慮した収集運搬体制の構築」を明記し、その内容として「ごみ集積場所へのごみ出しが困難な状況にある世帯を戸別訪問し、家庭ごみの収集を行う、ごみ出し支援を導入する。」と記載しています。</p>	原案どおり